

## 事業番号3：自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業

### 評価者のコメント（コメントシートに記載されたコメント）

---

#### 【事業の課題・問題点等】

- ガイドラインの普及率が政策目標というのとは適切ではない。
- 当該事業は温暖化対策のみならず自然環境を保全する上からも大変重要である。このガイドラインにより、どれだけ自然環境保全が図られたかが重要である。
- 成果指標の妥当性に疑問がある。ガイドラインの普及が目標ではなく、それが活用され、自然保護や関係者の利害と再エネ拡大をいかに両立できたか、が成果のはず。定量だけでなく、定性的効果も組み合わせ、真の成果把握方法を考えるべき。  
政策目的は理解できるし、必要なことであるが、最大限の効果を上げるために更に評価の仕組みを工夫して欲しい。
- 再生可能エネルギー事業が各地で円滑に展開されるようにするためにガイドラインを策定する、という手法はよいと思うが、そうであれば、ガイドライン策定後に着手される事業がガイドラインを守ったものになっているであろうこと、普及率が100%になることは当然の結果である。別の成果目標を設定して、成果の進捗度合いを測り、ガイドラインに更なる改善の余地がないかの検討に活かすべきである。  
事業としての取り組みの方向はよいと思うが、成果目標の立て方、事業の改善点の把握の仕方に問題があり、見直す必要がある。
- アウトカムがガイドライン普及率というのとは、特に（3）で違和感がある。小規模な優良事例が1つだけしか出来なくても100%になってしまうのはおかしいのではないかと。適切に導入されたその量であるべきではないか。  
事業の重要性は十分理解できる。優良導入量が増える、コストが下がる、不適切な開発を適切に抑制する、という成果をターゲットにするように現段階で準備すべき。
- 特にガイドラインが規制に直結している場合には、普及率は成果指標にはならない。

#### 【改善の手法や事業見直しの方向性】

- 再生可能エネルギーの導入量や導入期間の長さ、導入予測などを目標にできないか。
- ガイドラインには、①立地に関する基準と、②施設に関する技術的改善基準があるが、このうち、①については財産権の問題もあり、すべてを禁止できないことは理解できるものの、更なる知見・情報を積み重ね、貴重な自然環境の保全が図られるよう、引き続き見直しを進める必要がある。

- ガイドラインの妥当性を誰がチェックするのか。ステークホルダーがガイドライン作りや、その評価に参画すべきではないか。そうしたプロセスも評価対象とすべき。また、ガイドラインの受容や普及にも関係者を広く巻き込むべきではないか。  
改善のまず第一歩として、成果「目標」にこだわらず、何が成果「指標」（＝パフォーマンス・インジケータ）になりうるかを考えた方がよいのではないか。
- 成果指標を見直すべきである。  
まず、①稼働に至った再生エネルギー施設の数、もしくは、生産可能となった再生エネルギー量の推移を把握すべき（アウトカム指標）。  
次に、②再生エネルギー施設稼働に至るまでの間の支障、障害の指標として、例えば、バードストライクの件数、地方からの異議の件数、地元との調整に要した期間、等も合わせて把握し（アウトプット指標）、ガイドラインの改善につなげるようにしてはどうか。
- 本来は、「優良な」再生可能電源の導入量を増やす（「不良な」ものを減らす）効果がどれだけあったかを評価し、それを増やす方向に不断に改善する努力が組み込まれた事業であるべき。  
導入量は他省の政策にも依存するので難しいことはわかるが、実際に優良事例が増えなければ意味がない。
- ガイドラインに従うことの事業者にとってのメリットを作ることが必要であり、アセスの短縮を認めるべき。他の発電種別についても、ガイドラインを守るインセンティブを設定すべき。  
再エネの普及を目指すなら、ガイドラインに従って事業化される事業数についても目標とすべき。ガイドライン達成事業数についての予測値は出すべき。

## 評価結果

---

### 事業内容の一部改善

（事業全体の抜本的改善：1人、事業内容の一部改善：5人）

### とりまとめコメント

---

アウトカムがガイドラインの普及率100%というのは不適切であり、見直す必要がある。例えば、このガイドラインによる再生可能エネルギー導入量の予測値や、ガイドラインにインセンティブを与えてそれに従って事業化された事業数などを成果指標として示すべきではないか。